

第32問 持分会社の社員の加入又は退社の登記に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものは、どれか。

なお、各肢に明記されている場合を除き、定款に別段の定めはないものとし、清算持分会社は考慮しないものとする。

- 1 合名会社に新たに社員が加入した場合であっても、社員の加入による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付することを要しない。
- 2 合同会社が新たに業務を執行する社員を加入させる場合において、新たに業務を執行する社員となろうとする者が当該社員に係る定款の変更をした時にその出資に係る払込みの一部を履行していないときであっても、当該合同会社は、当該定款の変更をした時から2週間以内に、その本店の所在地において、業務を執行する社員の加入による変更の登記を申請しなければならない。
- 3 合資会社の業務を執行しない有限責任社員の持分を譲り受けたことにより、新たに社員が加入した場合、社員の加入による変更の登記の申請書には、その譲渡に係る定款の変更につき総社員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。
- 4 合資会社が出資の履行をしない社員に対して除名の訴えを提起している場合において、当該除名の訴えを認容する判決が確定したときは、退社の事実を証する書面として、判決書の謄本を添付して、社員の退社による変更の登記を申請しなければならない。
- 5 社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている合資会社の無限責任社員が死亡し、当該合資会社の社員ではない相続人がその持分を承継した場合において、当該無限責任社員の地位を当該相続人の中の一人が相続する旨の遺産分割協議が成立したときは、相続人全員についての加入の登記を申請することなく、当該協議により無限責任社員の地位を承継することとなった相続人のみについての社員の加入による変更の登記を申請することができる。